

**(消防設備士講習)**

**消防法第 17 条の 10**

消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事(総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。)が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

**(講習)**

**消防法施行規則第 33 条の 17**

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に法第 17 条の 10 に規定する講習を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内に法第 17 条の 10 に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

消防設備士講習受講サイクル

消防設備士免状の交付を受けた者

免状交付日

2年以内

交付後、最初の4月1日

消防設備士講習を受講した者

講習受講日

5年以内

受講後、最初の4月1日

★ … 講習受講日

